

令和 6 年 度

事 務 事 業 実 績

大阪府監査委員事務局

1 沿革

年 月 日	変 遷 事 項
昭和22年1月8日	大阪府監査委員条例制定。 (地方自治法制定以前の暫定制度)
昭和22年10月8日	大阪府条例第19号により大阪府監査委員条例制定。 (昭和22年4月17日 地方自治法制定)
昭和23年3月25日	大阪府監査委員の事務を補助する書記定数条例(大阪府条例第13号)制定により大阪府監査委員事務局職員(以下「事務局職員」という。)の定数を10名とする。
昭和23年8月21日	大阪府監査委員事務局規程(以下「規程」という。)制定により大阪府監査委員事務局組織を設置し、事務局長及び書記を置く。
昭和23年10月12日	規程を改正し、次長を置く。
昭和24年7月15日	大阪府職員定数条例(大阪府条例第57号。以下「条例」という。)制定により事務局職員の定数を13名とする。
昭和26年2月1日	規程の全部を改正し、3係制とする。(企画係、監査第一係、同第二係)
昭和28年3月25日	規程の全部を改正し、3係制とする。(監査第一係、同第二係、同第三係)
昭和33年7月1日	規程の全部を改正し、2課4係制とする。(監査第一課(総務係、監査第一係)、監査第二課(調査係、監査第二係))
昭和36年4月1日	条例の改正により事務局職員の定数13名を26名に改める。 規程を改正し、2課5係制とする。(監査第二課に技術係を設置。)
昭和38年4月1日	条例の改正により事務局職員の定数26名を30名に改める。
昭和38年8月17日	規程を改正し、2課6係制とする。(監査第一課に監査第二係を設置、監査第二課の調査係を監査第一係に改称。)
昭和39年4月1日	条例の改正により事務局職員の定数30名を40名に改める。 規程の全部を改正し、2課7係制とする。(監査第二課に公営企業係を設置。)

年 月 日	変 遷 事 項
平成21年4月1日	<p>監査の業務執行体制の見直しに伴い、監査監（行政・財務監査担当、公営企業等監査担当）及び「総務」「企画調整」「行政・財務第一」「行政・財務第二」「公営企業第一」「公営企業第二」を廃止し、監査監（行政・財務・公営企業等監査担当）及び「総務企画」「調整」「監査第一」「監査第二」「監査第三」の5つのグループを設置する。</p>
平成22年4月1日	<p>監査の業務執行体制の見直しに伴い、「総務企画」「調整」の2つのグループをそれぞれ「総務調整」「企画推進」に改称する。</p>
平成23年4月1日	<p>条例の改正により事務局職員の定数48名を38名に改める。</p>
平成23年6月13日	<p>条例の改正により府議会議員のうちから選任される監査委員の数2名を1名に改める。</p>
平成25年4月1日	<p>規程を改正し、2課5グループ制とする。（監査第一課に「総務調整」「企画推進」の2つのグループを、監査第二課に「監査第一」「監査第二」「監査第三」の3つのグループを設置。）</p>
平成30年4月1日	<p>条例の改正により監査委員は、府議会議員のうちから選任しないことに改める。 条例の改正により監査専門委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。</p>
令和2年4月1日	<p>監査業務の集約・強化を図るため、課を再編し、「総務課」と「監査課」を設置。（「総務調整」「企画推進」の2つのグループをそれぞれ「総務」「監査企画」に改称し、総務課に「総務」グループを、監査課に「監査企画」「監査第一」「監査第二」「監査第三」の4つのグループを設置。）</p>
令和4年4月1日	<p>監査課長の監査業務専任体制を確立することにより、監査体制を強化するため、企画業務、内部統制業務を総務課へ移管。 （「監査企画」グループを「企画」に改称し、総務課へ設置。）</p>

4 事務事業執行概要

(1) 組織及び人員

令和7年3月31日現在、監査委員事務局の人員は31名である。

(2) 監査委員監査関係事務

ア 定期監査（法第199条第1項及び第4項）及び行政監査（法第199条第2項）

本庁19機関及び出先機関329機関（公営企業を含む。）計348機関について監査を実施した。

財務事務に係る合规性監査の実施にあたっては、平成28年度から会計局による会計実地検査が充実強化されたこと、また、令和2年度から内部統制が実施されたことを踏まえ、重点的に監査を行う項目を設定することにより、効率的・効果的な監査の執行を図った。

行政監査については、内在する課題や将来リスクなどを洗い出し、リスクが顕在化する可能性や顕在化した場合の影響の大きさなどを踏まえ、監査の着眼点等を具体的に示した監査実施計画を作成し、監査対象機関にあらかじめ通知するとともに、想定される重要なリスクに重点的にアプローチすることで、効率的・効果的な監査の執行を図った。実施にあたっては、最少の経費で最大の効果をもたらす行財政運営の視点に立ち、効果に照らして過大な経費を要している事務事業が存在しないか、事務事業の本来の目的・必要性が失われていないかなど、3E（経済性: Economy, 効率性: Efficiency, 有効性: Effectiveness）の観点から、監査実施計画における「主な想定リスク（項目、着眼点等）」を中心にヒアリング等を行った。

○定期監査の実施状況（過去3年間）（単位：機関）

年度	本 庁	出先機関		合 計
			うち公営企業	
令和6年度	19	329	4	348
令和5年度	19	332	4	351
令和4年度	20	311	4	331

※令和6年度対象出先機関のうち5機関は、監査委員による現地調査を行った。

イ 財政的援助団体等監査（法第199条第7項）

本府が5,000万円以上の補助金等の財政的援助を与えている団体、本府がその基本金等の4分の1以上を出資している団体、本府の公の施設の指定管理者及び公立国際教育学校等の管理を行わせている団体について、財政運営の状況を調査するとともに、このうち必要と認めた9団体について、原則として前年度を対象に、その財政的援助に係るものの監査を実施した。

○財政的援助団体等監査の実施状況（過去3年間）（単位：団体）

年度	財 政 的 援 助 団 体	出 資 団 体	指 定 管 理 者	地 方 独 立 行 政 法 人 等	合 計
令和6年度	0	6	2	1	9
令和5年度	0	7	1	3	11
令和4年度	1	4	3	1	9

※上欄の財政的援助団体は出資団体と重複するものは除く。

※上欄の指定管理者は財政的援助団体または出資団体と重複するものは除く。

※令和6年度対象団体のうち3団体は、監査委員による現地調査を行った。

ク 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

知事が作成した令和5年度の内部統制評価報告書について、地方自治法第150条第1項の規定により知事が定めた方針を踏まえ、大阪府内部統制評価報告書審査基準及び大阪府内部統制評価報告書審査実施要領に基づき、知事による評価が適切に実施されているかについて審査し、令和6年10月1日知事に意見書を提出した。審査は、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料その他監査等によって得られた知見に基づき実施した。

ケ 住民監査請求（法第242条第1項）

令和6年度に監査結果を通知した住民監査請求は、5件である。

○住民監査請求の状況（過去3年間）

（単位：件）

年度	請求	前年度からの繰越	結 果			取下げ	次年度へ繰越
			勧告	棄却	却下		
令和6年度	5	0	0	4	1	0	0
令和5年度	2	2	0	4	0	0	0
令和4年度	5	0	0	1	2	0	2

(3) 包括外部監査関係事務

包括外部監査は、地方自治法及び「大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例」に基づき、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理のうち特定のテーマについて、外部の専門家（弁護士、公認会計士など）との契約により、毎会計年度1回、監査を行うものである。

令和6年度のテーマは、「府営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について」を選定し、監査を行い、指摘事項6件、意見35件の監査結果を、包括外部監査結果報告書として、知事、議長、監査委員などに提出した。

【包括外部監査人】上原武彦弁護士（補助者 7名）

【監 査 期 間】令和6年4月9日～令和7年1月10日